

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：久米南町棚田地域振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

- (1) 旧弓削町地域
- (2) 旧稲岡南村地域
- (3) 旧龍山村地域
- (4) 旧神目村地域

(5) 地域	面積 (㎡)	内 1/20 田 (㎡)	内 15° 畑 (㎡)
旧弓削町地域棚田	1, 803, 422	1, 171, 719	10, 499
旧稲岡南村地域棚田	2, 126, 861	1, 623, 732	7, 336
旧龍山村地域棚田	1, 089, 140	1, 023, 218	0
旧神目村地域棚田	1, 275, 663	740, 102	0

範囲については、別添 1 のとおり。

2 指定棚田地域振興活動の目標

(1) 棚田等の保全

・耕作放棄の防止・削減

令和 11 年度まで、本協議会の構成団体が耕作している面積を維持し、耕作放棄地の増加を抑制し、遊休農地の解消に取り組む。

・重要文化的景観の保全

つなぐ棚田遺産の認定を受けている棚田をはじめ、多くの棚田を適切に保存するため、景観地内の棚田耕作者や近隣住民が連携して、年 2 回以上草刈りを実施することで、山や木々などの自然と共に織りなされた棚田の風景の保全を図る。

・担い手の確保

令和 11 年度までに町全体で新規就農者を延べ 10 名確保する。

令和 11 年度までに地域ぐるみで棚田に係る課題解決を図るため農村型地域運営組織を町全体で 1 組織以上育成する。

・生産性・付加価値の向上

令和 11 年度までに担い手への農地集積率を町全体で 22% から 25% に増加させる。

令和 11 年度までに自動草刈機やドローンを導入し、スマート農業を加速させる。また、共同利用農機具を整備して省力化を図る。

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

・農産物の供給の促進

令和 11 年度まで主食用米作付面積を町全体で現状の 315 ha を維持する。

棚田米やブドウ等の特産品の価値をふるさと納税の返礼品を通じて発信する。

- ・自然環境の保全・活用

令和11年度まで有害鳥獣の捕獲数を町全体で年平均500個体を維持する。

- ・良好な景観の形成

令和11年度までに、そば等の景観作物を植える交流イベントを町全体で年1回以上行い、関係人口の増加につなげる。

集落全体で地域の草刈や遊休農地の維持管理を行い、景観整備を進める。

- ・伝統文化の継承

田植え等の米作りや棚田での農業の歩みといった地域の農業の歴史を地域の子どもたちへ伝える活動を町全体で年1回以上行う。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

- ・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

令和11年度までに都市農村交流として農作業体験等のイベントを町全体で1回程度開催し、関係人口につなげる。

空き家バンク制度や地域おこし協力隊制度を活用し、移住定住をすすめる。

- ・棚田を観光資源とした地域振興

棚田を活用したレクリエーションを実施し、観光客の誘致を行う。

農泊の実施や空き家、古民家の再生・活用によって宿泊需要を喚起する。

- ・棚田米等を活用した6次産業化の推進

令和11年度までに町内の特産品を原料とした新たな商品を町全体で1品目以上開発する。

3 計画期間

認定の月～令和12年3月末

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

① 棚田等の保全

- ・耕作放棄の防止・削減

中山間地域等における農業生産活動の継続のため、中山間地域等直接支払制度交付金や多面的機能支払交付金の活用促進を図る。

- ・重要文化的景観の保全

つなぐ棚田遺産の認定を受けている棚田をはじめ、多くの棚田は美しい景観を誇り、文化的に貴重な価値を有している。これを維持するため、重要文化的景観として保全・活用を促進する。

- ・担い手の確保

担い手の確保のため、国、県の新規就農研修制度等の活用や県外で開催する就農・移住相談会等により、移住希望者に対し本町での農業を周知し、農業に関わる人材の確保を行う。また、町内でも農業を始める方への機会づくりとして、関係機関との連携により研修・相談窓口を設けるなど、地域や産地、関係機関と連携を密にして様々な取り組みを行う。

農村型地域運営組織を立ち上げ、集落ぐるみで農業や生活支援の課題解決に取り組む。

- ・生産性・付加価値の向上

集落営農組織、法人、地域計画に位置付けられたや意欲のある担い手等に農地を集約する。地域全体の農作業の省力化を図るため、共同利用可能な農機具の導入のほか、自動草刈機やドローンによる農薬散布などスマート農業を推進する。

② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・農産物の供給の促進

棚田米をはじめ、ブドウやキュウリ、ユズ等の地域の作物のブランド化を図るとともに、販路を拡大する。

- ・自然環境の保全・活用

子どもたちが農業の大切さを学ぶため、作付や収穫等を体験する事業を実施する。

鳥獣害対策のため、既設の防護柵の管理や補修、檻の設置等を推進する。

- ・良好な景観の形成

遊休農地の荒廃を防ぐため、保全管理を協力し合い、草刈等の共同作業を行う。

農作物の作付けを行わない棚田においては、地域住民や都市住民等との交流を図りながら維持管理や保全を行う。

③ 棚田を核とした棚田地域の振興

- ・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

農作業体験等のイベントを通じて、都市住民との交流から、移住定住へ向けた取り組みを行う。また、半農半Xや二地域居住等の多様なライフスタイルを提示し、関係人口の創出・拡大を図る。

- ・棚田を観光資源とした地域振興

棚田の草刈り等景観の維持管理や景観形成作物の作付を行うことで景観整備と観光客の誘致を行う。

- ・6次産業化の推進

棚田米に限らず、ブドウやキュウリ、ユズ等地域の特産品を原料とした新たな商品の開発・製造・販売に取り組む。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田地域振興協議会の参加者である。

- 5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名
久米南町、農業者、農業者団体から構成。
参加者の名称については、別紙のとおり。
- 6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項